

政令第三十六号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部の施行
期日を定める政令

内閣は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和四年法律第十六号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和五年三月一日とする。

理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。